

酷暑の礎、お見舞い申し上げます。当事務所のお盆休みは8/11(土)~8/15(水)です。
この間の労災事故などお急ぎの時のご連絡は、携帯090-8401-9855(西馬)まで。



「銀行のセミナーで事業承継税制の話聞いたが難しい。10年猶予とか免除とか…?」とA氏から尋ねられました。中小企業庁の資料には大きく「相続税の負担が重く事業を承継できるか不安だ」「自社株式の価値が上がり納税額が高額に…」「納税猶予及び免除制度を利用したいが手続きが…」→「一定の手続きを経る事で事業承継の際の相続税・贈与税の納税が猶予・免除されます!」と書かれています。

事業の後継者難対策の一つですが、問題は①手続きの複雑さ②本当の恩恵は富裕層? ③減る税収は結局誰が穴埋め?..の3点です。特に①は事前の計画策定に支援機関の関与が必要で費用が掛かる②は相続税

エッ、相続税 誰の為? 事業承継税制の謎

の具体例として遺産10億の時、2億8千万が負担0に…と中

企庁は想定。『大きな効果は富裕層に…』が透けて見えます。マスコミが殆ど報じない中で経済アナリストの森永氏は民放のラジオ番組で徹しく批判しています。森永卓郎・事業でネット検索を!!



「市発注の公共工事の1次下請に入る予定だが2次下請け(専門工事C業者)は個人経営で社会保険や雇用保険に入っていない。Cを①会社組織にし②建設業許可を新規で取得し③社保適用も大至急!」との相談がB社からありました。市が発注と契約する

人役場で定款(会社の根本規則)の承認(認証)を受

公共工事の 2次下請に 社保条件 1週間で準備完了

の謄本・技術者証明等を添付して許可申請③年金手帳や

際に2次下請まで社保等の加入を求めようになってきた事が背景にあります。問題は契約までの時間的余裕です。手続きの流れは①会社設立の発起人や役員の印鑑証明・身分証明を役所で取り、公証

け銀行に資本金を預け印鑑類を調製の上、法務局へ設立の届出 ②税務機関への開業届をし許可の要件を満たす裏付け(県税の証明・会社

賃金台帳を整えて年金事務所や職安へ届出…となります。当事務所は依頼から約一週間でこれらの申請や準備を済ませ、依頼人に喜んで頂けました。☺



当事務所では毎週金曜日の朝9時~10時に、ミーティングを行います。ご協力をお願いします。

※当事務所から070で始まる電話をお掛けしますが、これは発信専用の電話番号です。
①070-5481-0659 ②070-5481-0988 ③070-5080-7611 ④070-6597-6379